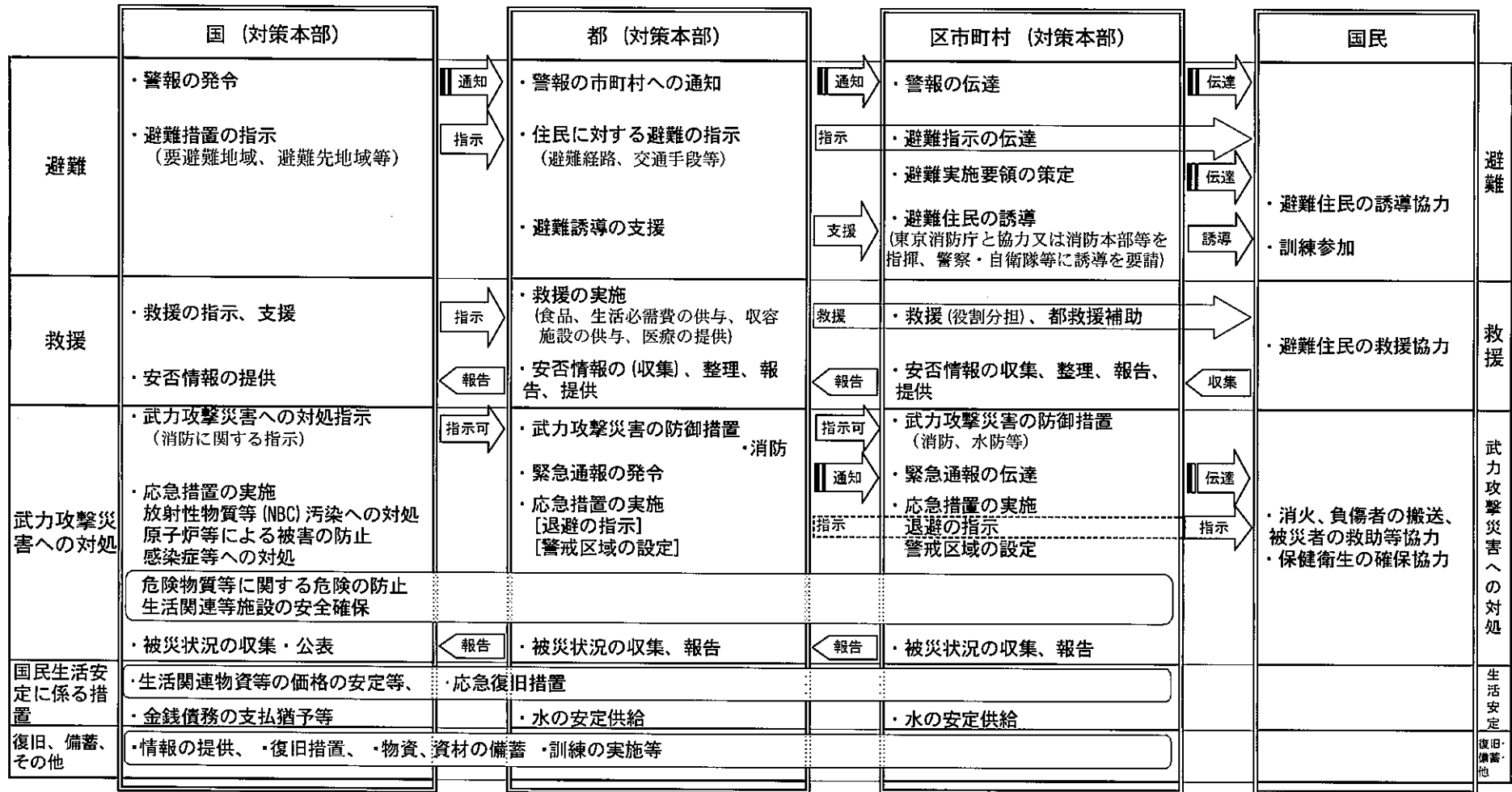


武力攻撃事態等における国民の保護に関する主な措置のしくみ



・警報の通知 (指定公共機関)
 ・避難措置の指示の通知 (指定公共機関)
 ・緊急物資の運送の要請 (指定公共機関)

・警報の通知 (指定地方公共機関)
 ・緊急通報の通知
 ・避難指示の通知
 ・避難住民、緊急物資の運送の要請

・避難住民、緊急物資の運送の要請

※ []内、点線矢印は緊急時の措置を示す。

指定公共機関 (広域的な措置を実施) ・放送事業者による警報等の放送 ・日本赤十字社による救援への協力
 指定地方公共機関 (都道府県の区域の措置を実施) ・運送事業者による避難住民、緊急物資の運送 ・電気、ガス事業者による安定的な供給 等